国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事要旨)

(開催要領)

- 1 日時 平成27年9月28日(月)17:18~17:40
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

田原 康生 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課長

星野 哲雄 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課周波数調整官

新井 絵里佳 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化について
- 3 閉会

○藤原次長 今日は最後でございますけれども、総務省の電波政策課長にもお出でいただきまして、これは成長戦略の中で、ドローンに関する無線局免許の迅速化ということで書かせていただきましたけれども、仙台市、仙北市、福岡市等々から出た要望の取りまとめをさせていただいたわけでございますが、これにつきまして、総務省のほうでも積極的に御検討いただいているのですが、議論のポイントは、当初から政務の方々から電波部長ほかにも御要請申し上げたのですけれども、全国措置による色々な柔軟化の動きとともに、やはり特区ならではのところをきちんと何か作らせていただければということで御要請もさせていただいておりますので、そのあたりの検討の状況、それから、仙北市などで相当具体的なプロジェクトがそろそろ出て来ていますので、これは法律改正までは当然要らないわけですけれども、制度改正を早期にやる必要があるということで、そのあたりの検討状況を御説明いただければと思っております。

今日は八田座長が御欠席でございますので、代行で原委員にお願いしておりますが、よ

ろしくお願いいたします。

- ○原委員 よろしくお願いします。
- ○田原課長 総務省でございます。お世話になっております。

説明資料でございますが、こちらで御説明をさせていただきます。ドローンの電波利用 に関して、こちらの表題にもなっておりますけれども、特定実験試験局制度というものを 見直す、その運用を柔軟にするということで、実験、実証等をより迅速にできるように対 応していくというものでございます。

この制度でございますけれども、基本、無線局免許に当たって、こういった実験物については、実験試験局という制度がございます。そのときに色々と干渉がないようにという調整等をするわけで、普通に数カ月程度の手続がかかるわけでございますけれども、そういったものの中で、調整対象、使える周波数等、どこの電波をどういった地域でどのくらいのパワーであれば、そういった調整を少し簡略化して、最初に使うまでのプロセスを短期間にするかという、そのための制度として、特定実験試験局制度というものを従来から運用しているところでございます。

こちらの制度でございますけれども、一番下に比較表みたいになっていますけれども、 こちらを見ていただくのが早いかと思いますけれども、その前に、中段で、無線局の電波 を使うに当たって、申請から審査、予備免許、落成検査、免許発給、運用とありますけれ ども、この真ん中の部分の点線になっている部分をなるべく簡素化したいということで、 こういった制度の運用があるわけでございますけれども、その運用として、従来の特定実 験試験局制度というものは、従来からこういう制度がございますということでございまし たけれども、基本、年に1回、それぞれの地方で、この地方というのは「使用可能地域」 というところにありますけれども、各地方総合通信局単位ということで、全国を10個くら いに分けたくらいの括りで、そこで使っていない電波というものがございますので、そこ の電波を集約して、このくらいだったらいいですよということを年に1回集約して公示を して、そこであれば免許の手続を簡素化していくという運用で従来からやってきました。 今回のドローンのようなケースですと、従来のようなその地区で全く使っていない電波を 使うのではなくて、どちらかと言うと、既に今のドローンなどで言いますと、Wi-Fi機器で 使っている電波ですとか、そういったものを使ってコントロールしたいということで、通 常のWi-Fi機器であれば、免許の手続等は要らないのですけれども、それを少しパワーを上 げたりですとか、海外から持ってきたものをそのまま使ってみたりとか、そういうことで の実験が多い。これはドローンに限らずIoTみたいなものも同じなのですけれども、そうい ったものについて、より柔軟にニーズを吸い上げて、手続の簡素化につなげられるように したいというものでございます。

その運用の案ということで、右側のほうになっていますけれども、まずは、この年に1 回に集約というものをもっと柔軟にやろうということで、特区のような場合は地域がはっ きりしてきますので、そういったところについては、出てきたニーズについてそれが出て きたときに対応していくということで、随時受け付けるということが、まずは大前提としてはあります。

次に、周波数帯でございますけれども、従来はその地域、区域で全く使っていない電波というものが基本でしたけれども、Wi-Fiのように他に使っているけれども、ある一定のレベルであれば問題ないだろうというものを指定していく。他が使っているのであっても、例えば、安全業務、何か干渉があると事故が起こってしまうような航空管制とか、そのようなところの周波数は当然になかなかこういう運用は難しいのですが、Wi-Fiですとか、みんなで共有で使っているようなところで、ある程度の干渉が起きても速やかに調整さえできれば大きな問題には至らないといったところについては、手続を少し簡素化してもいいのではないかというところでございます。

使用可能地域、地域の指定ですけれども、これも従来は東北なら東北という括りが基本でございましたけれども、こちらもどちらかと言うと、仙北市の何とか地区のような形で指定することで、その地域ならここはあまり使わない、影響は少ないということで、中々全国とか東北と言ってしまうと使えないところでも、仙北市のこの地域ならいいという形で手続を簡素化できる周波数をより広げられたりとか、例えば、ドローンの関係で言いますと、5 ギガヘルツ帯というところがあって、東北でやると結構ETCとかで使っていたりするのですけれども、仙北市のほうだと高速道路があまり近くを通っていないので、ETCに影響がなければ、そういった周波数でも使えるようにすることはできるのではないか。そういった議論ができるというところでございます。

そのときに、特区ということで、ここが私どもはまだ調整中で細かくは決めかねているところでございますけれども、とはいえ、基本、何かあったときにちゃんと調整できる体制が執れていないといけないということで、この辺は、例えば、ここはそういう実証実験をやっている地域なのですということを自治体のほうでちゃんと周知していただくとか、何か干渉等のクレーム等がもし仮に上がってきたときには、速やかに、例えば、それぞれの地域に、総合通信局、私どもの出先のところがありますので、そのようなところにつないでいただくような連絡窓口をちゃんと設けていただくとか、そういうことがあるのかなと思っております。例えば、そういうものを特区の地域でどういうふうに簡素化して、なるべく実験をやろうとする方の負担を少なくするためには、あらかじめ自治体でどういう連絡体制とか、調整体制とか、周知体制とかをしていただくことがいいのかということは、それぞれの地域のところで、特区では区域会議があると伺っていますので、そこに私どもも参加させていただいて、自治体のほうとあらかじめそういったフローを整理していって、その地域であれば何かあっても速やかに対応できるという形にしていきたいと考えているところでございます。

こういった基本的な進め方について、実際に免許の手続等を行うのは、私どもの地方支 分部局がありますので、今そちらの担当のほうと運用の条件の規定の内容とか、この辺に ついて整理をしているところでございまして、その辺の整理がついたら、方向性をパブリ ックコメントなりをして出していきたいと思っております。

あと、具体的に公示する内容は周波数とか地域とかを書くものですから、例えば、仙北市であると、仙北市のどこですかということをはっきりさせていただいて、ドローンであれば、大体こういう周波数とこういう周波数が一般的ですけれども、ここでこういう周波数でこういう出力の話でいいですかということを伺って、それでよければそういった形で公示をしていくことになりますので、仙北市のところは、具体化すれば、私どもも区域会議なりでしっかりと調整させていただいて、そこのニーズを吸い上げたら速やかにそういった公示手続とかを進めていきたいと考えてございます。

今の検討状況としては、以上でございます。

○原委員 ありがとうございます。

この見直し後の運用で書かれている中で、全国的な見直しの部分と特区における部分は どうなっているのでしょうか。

○田原課長 基本的には、これ自身は全国的にということで、あとは自治体がどうかというところでございますが、特区のところについては、区域会議等で指定のときに特区の方の特区としての意識を、プレーヤーの方も入って議論があると私どもは伺っていますので、そこで整理しておけば、手続を簡素化する上でも、例えば、今の特定実験試験局制度で、申請するときは同じように同じ地域で使っている方々はこういう人たちがいますよということは、私どももこういう制度の運用に当たって公示しているのですけれども、そういう人とは調整してくださいということがあらかじめあるのですけれども、特区であらかじめ決まっていて、自治体の関与とかがはっきりしていれば、そこら辺を私どものほうで事前にできるところはしていって、その辺の手続を飛ばすというか簡略化することができるのではないかと思っています。

○原委員 今これは処理期間が1、2週間と書かれていて、これは申請から免許までの期間ですけれども、今回の見直しによると、その申請までの期間がより短くなるということなのでしょうか。

○田原課長 通常、申請から免許までの期間で数カ月かかるものが、申請から免許までが 1、2週間ということをここでは書いてございます。

申請前の手続、準備のところで、いずれにしても、では、今日やろうと言って明日申請 書が出せるかというと、実際に無線機器がどうなのかというチェックはあらかじめしてお いていただかなければいけないというところは変わらないという形になります。

ただ、通常ですと、具体的にそこから実験試験局のところで申請を出していただくと、 周辺でどういう無線局の運用がありますということで、相手方のほうに、私どもはその段 階から干渉調整というか、問題はないですかという確認を色々と技術検討とかをしていき ます。

ただ、あらかじめここの地域でこの周波数の範囲内ということが分かっていれば、そこの調整についてはある程度できてしまうので、そこについては省ける。そこは何かという

- と、申請してから免許までの間のところが省けるという形で時間が短くなる。
- ○原委員 干渉調整は申請の後なのですね。
- ○田原課長 後です。
- ○原委員 それが大体1、2週間かかっているところが、より短くできるということですね。
- 〇田原課長 1、2週間というか数カ月かかっているものが、1、2週間でできるということです。
- ○原委員 ごめんなさい。特定実験試験局で、現在の運用だと、そこは。
- ○田原課長 現在の運用だと、1、2週間です。
- ○原委員 それが、混信の恐れのない周波数帯では。
- ○田原課長 今はそこで混信がないので、ほぼその調整の手続がありません。だから、今、 通常だと数カ月あるものが、申請から全体を処理するまで1、2週間と出ていますという のは、今の制度はその混信調整で他はこの地域は全くそこを使っていませんというところ でやるので、そこは元々調整期間がほとんど要らないので、短くなっていますということ が今の制度です。

本来ですと、今度対象にするような周波数ですと、今使っている人たちが他にいて、そこで調整があるので、やはりそこは1カ月や2カ月かかってしまうのですけれども、そこをあらかじめ、この地域で、この周波数、この使い方ということであれば、既存のところとの調整をあらかじめやっておくということで手続期間の短縮ができると考えております。 〇原委員 だから、見直しによると、今だと使えないような周波数帯も使えるようになる代わりに、処理期間は延びるわけですね。他にも使われているような周波数帯を使う場合については、処理期間は1、2カ月かかると。

- ○田原課長 普通だと延びてしまうので、延びないように、今は全く使っていない周波数 を使うくらいの期間で処理するように短くするという話です。本来だと延びてしまう。
- ○原委員 そのために、事前に確認をするための措置を自治体でやっておいてもらえば、 1、2週間でできるでしょうということですね。
- ○田原課長 そうです。どこの地域で、どういう運用、どういう使い方をするということがあらかじめ分かっていますと、そこで意識合わせをしてあれば、このWi-Fiのところでも、色々と新しい使い方で全国のあちこちで試していますという実験をしている方が、大手のベンダーとかでいるのですけれども、例えば、仙北市のこういう地域でやりますか、先ほどの車の話で、高速道路から離れているから、ここはいいですよという調整をあらかじめしておきます。そうすると、そこの手続が省けるというか、仮に何かあったときはこういうところに連絡してくださいということの全体の仕組みは作っておく必要があるのだとは思いますけれども、その辺の意識合わせを区域会議でしていきたい。
- ○原委員 分かりました。特区以外の場所での見直し後の運用では、自治体に対してそういうことをしっかりやってくださいということを呼びかけられるのですか。

- ○田原課長 そういうことです。自治体に個別にという話になります。
- ○原委員 それはやれるところもあれば、やれないところもあるかもしれないけれども、 やれないと 1、 2 カ月かかることになりますと。
- ○田原課長 そういうことでございます。
- ○原委員 特区では、先行してきっちりと枠組みを作ることをやりましょうということで すね。
- ○田原課長 そういう意識のある自治体ということなので、そこはあらかじめやっておく。 ○原委員 だから、決して特区に対して何らかの特例が認められるわけではなくて、せっ かく特区があるからそれを使えばできるでしょうと。
- ○田原課長 そうです。そういう意味では、特区の地域で運用がスムーズにできるように 我々も体制をきちんとやって対応すると。
- ○原委員 冒頭にあった、特区でさらに追加的な枠組みを作ってほしいという政務からの 要望もあったということでの関係では、それで足りるのでしょうか。
- ○藤原次長 それは非常に微妙なところで、ここは最後に「国家戦略特区にあっては区域 会議において具体的な」と書いていただいているのですけれども、そこはまさに制度の議 論だと思うのです。

ですから、この文言だけで見ますと、「使用地域の地方公共団体」と書いていただいているのですけれども、自治体に色々なことをさせるという話を、むしろ国も含めて区域会議というか、区域会議は内閣府が現実にはやりますので、実際には区域計画を作る段階でこういうことを全部やるということを制度の中にきちんと書いていただいて、事前に総務省とも擦り合わせた上で、全て区域会議でやるというところが制度論として現実には出てくるのかなと思っているのですけれども。

- ○阿曽沼委員 特定実験で実験をやりたいという人たちが事前にステークホルダーとの調整をしないなどということはあり得ないわけですから、基本的に調整してくださいということは当たり前のことで、調整できているのだったら、即日、届出で出来るようにすれば良いと思います。区域会議の中で国も関与してステークホルダーと事前調整しているのですから、むしろ届出で構わないという仕組みにするほうが特区らしいと思いますが。
- ○田原課長 そのステークホルダーの事前調整というところは。
- ○阿曽沼委員 例えば、条件として5ギガヘルツの帯域で使う機器などを明示して調整を するとか。
- ○田原課長 具体的にその事前調整にかかる、実験する人の使う機器が、これというあらかじめ分かったものであれば、ほぼ即日というか、そのままポンと出せる。そこをどんな機械ですかということは、同じ仙北市で同じような実験をするのでも、例えば、アメリカから買ってきたものと中国から買ってきたものなどでは違いますので。
- ○阿曽沼委員 しかし、現存する機械である程度安定したことが確認できているものに関 してはリストアップ可能ではないですか。いちいちそこからもう一回中国やアメリカに行

って調査をしなければいけないなどということはあり得ないでしょうから。

- ○田原課長 そこまではしないです。基本的に、大体同じようなものではございます。ただ、言ってしまえば、今、電波の問題で一番大きいのは、例えば、これはWi-Fiですと言っていても、物によっては全然違う電波が出てしまうものがあるわけです。例えば、仙北市のケースだと、先ほどETCはないと言っていましたけれども、普通にアメリカでWi-Fiと言っているからいいではないかと持ってくるのですけれども、日本で普通に使うとETCと同じ電波でしたみたいなものがあったりします。
- ○阿曽沼委員 それはありますね。
- ○田原課長 そこのところの基本のところは確認させていただかないと、最初の段階でこの機械しか使いませんということだったら、かなり絞り込めると思うのです。区域会議のところでですね。
- ○阿曽沼委員 区域会議のところで確認作業は全部終わってしまうということは、基本的 に可能だと思います。いちいち申請しなければ確認できないではなくて、特区の場合は申 請前に区域会議の中で確認できる、それで届出でオーケーということにできないでしょう か。
- ○田原課長 そうですね。区域会議で確認合意がどこまでできるかということなのですけれども、私どもはあまり区域会議をやったことがないので分かりませんが、そこでどこまで絞り込めるかで、そこの手続の負荷は変わってくるということです。
- ○阿曽沼委員 そういうことですね。何か特区としての違いみたいなものが明確になれば。 見直し後の運用というのは非常によく考えてくださっているので、それはそれでいいと思 いますけれども。
- ○藤原次長 問題意識は今日も委員の方と共有できたと思うのですけれども、基本的に上の3行ですね。見直し後の運用のところ、ここは成長戦略に沿った形でやるのですけれども、上限というか代替措置のところは、当然特区であろうが、特区でなかろうが、一番ポイントになる。ここで今、阿曽沼先生におっしゃっていただいたような、特区ならでは、特区でしかできないというところがどこまで出せるかということだと思いますので、そこはよく御相談をさせていただかないといけないのですけれども、この前も課長に御連絡したのですが、早目に具体的なプロジェクトの話が色々と出てきてしまうものですから、少しそのあたりの制度論を詰めた議論をしていかないといけないと思っていますので、今日の委員の方々の御指摘も踏まえて、再度そういった制度改正案というか、この条件のところの詰めたものをまた早急に御説明いただくような方向で調整をしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○原委員 それでよろしいかと。
- ○阿曽沼委員 はい。
- ○原委員 ありがとうございました。